附属書二十六―Ａ（医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施）

２　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二十六―Ａ（医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施）第一条（定義）及びその付録（締約国別の定義）の規定の適用上、「国の保健医療当局」とは、英国については、保健社会省、国立医療技術評価機構及び国民保健サービス並びに北アイルランド自治政府、スコットランド政府及びウェールズ政府における同様の機関（償還のための医薬品及び医療機器の一覧への掲載に関し、情報を提供し、及び決定を行うこれらの機関の役割に関するもの）をいう。

第十四条　第二十八章（紛争解決）に関連する規定

ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十八・三条（適用範囲）３の規定は、必要な変更を加えた上で、この議定書の締結に関連して二以上の締約国が締結する文書について適用する。

第十五条　第二十九章（例外及び一般規定）に関連する規定

１　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十九・四条（租税に係る課税措置）の規定の適用上、「指定当局」とは、英国については、歳入関税委員会又は権限を与えられたその代理者をいう（注）。

注　歳入関税委員会又は権限を与えられたその代理者は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十九・四条（租税に係る課税措置）の規定によって付託された問題がガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区又はマン島に影響を及ぼすものであると認める場合には、ガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区又はマン島における関連する指定当局に通報する。この場合において、ガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島について適用するＣＰＴＰＰの規定に関しては、「指定当局」とは、関係がある限りにおいて、次の者をもいう。

(a)　ガーンジー代官管轄区については、歳入局長又はその代理者

(b)　ジャージー代官管轄区については、財務財源大臣又は権限を与えられたその代理者

(c)　マン島については、所得税査定官又はその代理者及び関税消費税庁長官又はその代理者

ウィンザー枠組み（注１、注２）

注１　「ウィンザー枠組み」とは、二千二十三年三月二十四日付けのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定によって設立された合同委員会の決定第一・二〇二三号によって改正された二千二十年一月二十四日にロンドン及びブリュッセルで作成されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定のアイルランド及び北アイルランドに関する議定書をいう。このことの関連において、締約国は、二千二十三年三月二十四日付けのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定によって設立された合同委員会における欧州連合と英国との共同宣言第一・二〇二三号に留意する。

注２　２から７までの規定は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十六・五条（情報の提供）の規定の適用を妨げるものではない。

２　ＣＰＴＰＰは、ＣＰＴＰＰとウィンザー枠組み並びにその改正及びその一部を改めるその後の合意とが抵触する場合には、一の締約国がＣＰＴＰＰに基づく義務に適合しない措置であってその抵触に関するものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

３　いずれの締約国も、２の規定に従って措置を採用した締約国との協議を要請することができる（注１）。その要請を受領した場合には、当該要請を受けた締約国は、当該措置がＣＰＴＰＰに及ぼす影響について利害関係を有する締約国と協議を行い、及び相互に受け入れることができる解決を求める。（注２）

注１　締約国は、「協議」には、２の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置に関する情報又は明確な説明の要請を含めることができることを了解する。

注２　この３の規定は、ＣＰＴＰＰに基づく締約国の権利及び義務（ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十八章（紛争解決）の規定に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

４　英国は、ウィンザー枠組みの変更がＣＰＴＰＰの運用に実質的に影響を及ぼす場合には、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される連絡部局を通じて締約国に通報する。

５　委員会は、締約国間において権利と義務との均衡が維持されることを確保することを目的として、次の(a)及び(b)の時期に、２から４までの規定の文脈における英国によるＣＰＴＰＰの実施状況を見直す。

(a)　この議定書の効力発生の日の後四年が経過する時

(b)　(a)に定める時の後は六年ごと

６　委員会は、委員会が５の規定に基づく見直しを行うに当たって従うべき枠組みを策定する。

７　委員会は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十七・二条（委員会の任務）１(b)の規定に基づく一般的な見直しの一環として、２からこの７までの規定が引き続き必要であるかどうかを見直す。

第十六条　附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに関連する規定

ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書Ⅱ及び附属書Ⅲの表における次の留保事項の規定の適用上、「この協定の効力発生の日」とは、英国については、この議定書の効力発生の日をいう。

(a)　附属書Ⅱのオーストラリアの表の十九ページの留保事項における概要の第一段落

(b)　附属書Ⅱのブルネイ・ダルサラーム国の表の四ページの留保事項における概要の(a)

(c)　附属書Ⅱのカナダの表の十三ページの留保事項における概要の１

(d)　附属書Ⅱのチリの表の三ページの留保事項における概要の第一段落

(e)　附属書Ⅱの日本国の表の留保事項十四における概要の１

(f)　附属書Ⅱのマレーシアの表の七ページの留保事項における概要の第一段落

(g)　附属書Ⅱのメキシコの表の十一ページの留保事項における概要の第一段落

(h)　附属書Ⅱのニュージーランドの表の九ページの留保事項における概要の第一段落

(i)　附属書Ⅱのペルーの表の一ページの留保事項における概要の第一段落

(j)　附属書Ⅱのシンガポールの表の三十六ページの留保事項における概要の第一段落

(k)　附属書Ⅲのシンガポールの表の三十ページの留保事項における概要の１

(l)　附属書Ⅱのベトナムの表の五ページの留保事項における概要の(a)

第十七条　ＡＰＥＣについての規定

英国がＡＰＥＣの参加エコノミーでない限り、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十―Ａ（自由職業サービス）５から７まで、第十二・五条（商用の渡航）、第十六・七条（透明性）２及び第二十六・六条（適用範囲）１の規定は、英国については、適用しない（注）。英国は、英国がＡＰＥＣに参加する時まで、これらの規定の基礎となる政策目的を支援し、及び促進するため、次のことを行う。

注　この第一文の規定は、英国がＡＰＥＣに参加する場合にＡＰＥＣの下で付すことができる留保に影響を及ぼすものではない。

(a)　二国間及び多数国間の場において行われているエンジニアリング及び建築の分野における専門的能力の相互承認並びにこれらの分野の専門家の移動の促進に関する作業を認識すること。エンジニアリングの分野における当該作業には、国際エンジニア協定の下で行われているものを含む。